

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 1 1 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立公園条例の一部を改正する条例

町田市立公園条例（昭和４５年１２月町田市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

別表第１町田中央公園の部に次のように加える。

サン町田旭体育館会議室

別表第１野津田公園の部に次のように加える。

町田市立陸上競技場会議室
町田市立陸上競技場トレーニング室

別表第１小野路公園の部に次のように加える。

小野路公園会議室

別表第２に次の１表を加える。

４ 会議室等

有料公園施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間
サン町田旭体育館会議室	３時間	午前９時から午後９時まで	同左
町田市立陸上競技場会議室	２時間	午前９時から午後１０時まで	同左
町田市立陸上競技場トレーニング室	２時間	午前９時から午後１０時まで	同左
小野路公園会議室	２時間	午前７時から午後９時まで	同左

備考 専用利用は、利用時間の開始時間から利用単位に区分して利用するものとする。

別表第３を次のように改める。

有料公園施設の名称	休館日・休場日
サン町田旭体育館 町田市立陸上競技場	（１）１月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日まで

サン町田旭体育館会議室 町田市立陸上競技場会議室 町田市立陸上競技場トレーニング室	(2) 毎週月曜日 (サン町田旭体育館及びサン町田旭体育館会議室は毎月の第 1 及び第 3 月曜日)。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日
町田市民球場 小野路球場 藤の台球場 鶴川球場 野津田球場 忠生公園ソフトボール場 小野路グラウンド 木曽山崎グラウンド 上の原グラウンド 相原中央グラウンド 町田中央公園テニスコート 鶴川中央公園テニスコート 鶴川第 2 テニスコート 鶴間公園テニスコート 野津田公園テニスコート 相原中央テニスコート 小野路公園会議室	(1) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

別表第 4 の 3 (1) ア (ア) の表中

「

町田市立陸上 競技場	2時間	6,000円	12,000円	18,000円	24,000円
---------------	-----	--------	---------	---------	---------

を

」

「

町田市立陸上 競技場	2時間	9,000円	18,000円	27,000円	36,000円
---------------	-----	--------	---------	---------	---------

に

」

改める。

別表第4の3(1)ア(イ)の表中

「

町田市立 陸上競技 場	2時 間	120,000円	150,000円	180,000円	210,000円
-------------------	---------	----------	----------	----------	----------

を

」

「

町田市立 陸上競技 場	2時 間	180,000円	225,000円	270,000円	315,000円
-------------------	---------	----------	----------	----------	----------

に

」

改める。

別表第4の3(1)ア(ウ)の表を削る。

別表第4の3(2)の表を削る。

別表第4の4の表を別表第4の5の表とし、同表の前に次の1表を加える。

4 会議室等

有料公園施設の 名称	利 用 単 位	入 場 料 の 徴 収 又 は こ れ に 類 す る 取 扱 い を し な い 場 合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いを する場合		
			入場料が 1 , 0 0 0 円 以 下 の 金 額 の とき。	入場料が 1 , 0 0 0 円 を 超 え 3 , 0 0 0 円 未 満 の 金 額 の とき。	入場料が 3 , 0 0 0 円 以 上 の 金 額 の とき。
サン町田旭体 育館会議室	3 時間	1 , 0 0 0 円	2 , 0 0 0 円	3 , 0 0 0 円	4 , 0 0 0 円
町田市立陸上 競技場会議室 1	2 時間	3 0 0 円	6 0 0 円	9 0 0 円	1 , 2 0 0 円
町田市立陸上 競技場会議室 2	2 時間	3 0 0 円	6 0 0 円	9 0 0 円	1 , 2 0 0 円
町田市立陸上 競技場会議室 3	2 時間	3 0 0 円	6 0 0 円	9 0 0 円	1 , 2 0 0 円
町田市立陸上 競技場会議室 4	2 時間	3 0 0 円	6 0 0 円	9 0 0 円	1 , 2 0 0 円
町田市立陸上 競技場会議室 5	2 時間	3 0 0 円	6 0 0 円	9 0 0 円	1 , 2 0 0 円
町田市立陸上	2 時間	5 0 0 円	1 , 0 0 0 円	1 , 5 0 0 円	2 , 0 0 0 円

競技場トレーニング室 1					
町田市立陸上競技場トレーニング室 2	2 時間	5 0 0 円	1 , 0 0 0 円	1 , 5 0 0 円	2 , 0 0 0 円
小野路公園会議室 1	2 時間	3 0 0 円	6 0 0 円	9 0 0 円	1 , 2 0 0 円
小野路公園会議室 2	2 時間	3 0 0 円	6 0 0 円	9 0 0 円	1 , 2 0 0 円
小野路公園会議室 3	2 時間	2 0 0 円	4 0 0 円	6 0 0 円	8 0 0 円
小野路公園会議室 4	2 時間	2 0 0 円	4 0 0 円	6 0 0 円	8 0 0 円
小野路公園会議室 5	2 時間	2 0 0 円	4 0 0 円	6 0 0 円	8 0 0 円

備考

- 1 町田市立陸上競技場会議室 1、町田市立陸上競技場会議室 2、町田市立陸上競技場会議室 3、町田市立陸上競技場会議室 4、町田市立陸上競技場会議室 5、町田市立陸上競技場トレーニング室 1 及び町田市立陸上競技場トレーニング室 2 の利用料金は、町田市立陸上競技場の専用利用の許可を受けた者が併せて利用する場合においては、無料とする。
- 2 小野路公園会議室 2 は、小野路公園会議室 1 又は小野路公園会議室 3 と併せて利用する場合に限り利用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（小野路公園の部に次のように加える部

分に限る。)、別表第2の改正規定(小野路公園会議室の項に係る部分に限る。)、別表第3の改正規定(小野路公園会議室に係る部分に限る。))及び別表第4の改正規定(同表の前に次の1表を加える部分(小野路公園会議室1、小野路公園会議室2、小野路公園会議室3、小野路公園会議室4及び小野路公園会議室5の項並びに備考2に係る部分に限る。))に限る。))は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

町田市立公園条例新旧対照表(改正後)

__部分は改正部分

別表第 1(第 7 条関係)

都市公園名	有料公園施設の名称
略	略
町田中央公園	サン町田旭体育館
	町田市民球場
	町田中央公園テニスコート
	サン町田旭体育館駐車場
	町田中央公園駐車場
	サン町田旭体育館会議室
野津田公園	町田市立陸上競技場
	野津田球場
	上の原グラウンド
	野津田公園テニスコート
	野津田公園駐車場
	町田市立陸上競技場会議室
	町田市立陸上競技場トレーニング室
小野路公園	小野路球場
	小野路グラウンド
	小野路公園駐車場
	小野路公園会議室
略	略

町田市立公園条例新旧対照表(改正前)

別表第 1(第 7 条関係)

都市公園名	有料公園施設の名称
略	略
町田中央公園	サン町田旭体育館
	町田市民球場
	町田中央公園テニスコート
	サン町田旭体育館駐車場
	町田中央公園駐車場
野津田公園	町田市立陸上競技場
	野津田球場
	上の原グラウンド
	野津田公園テニスコート
	野津田公園駐車場
小野路公園	小野路球場
	小野路グラウンド
	小野路公園駐車場
略	略

町田市立公園条例新旧対照表(改正後)

__部分は改正部分

別表第 2(第 7 条関係)

1～3 略

4 会議室等

<u>有料公園施設の名称</u>	<u>利用単位</u>	<u>利用時間</u>	<u>専用利用時間</u>
<u>サン町田旭体育館会議室</u>	<u>3時間</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>	<u>同左</u>
<u>町田市立陸上競技場会議室</u>	<u>2時間</u>	<u>午前9時から午後10時まで</u>	<u>同左</u>
<u>町田市立陸上競技場トレーニング室</u>	<u>2時間</u>	<u>午前9時から午後10時まで</u>	<u>同左</u>
<u>小野路公園会議室</u>	<u>2時間</u>	<u>午前7時から午後9時まで</u>	<u>同左</u>

備考 専用利用は、利用時間の開始時間から利用単位に区分して利用するものとする。

町田市立公園条例新旧対照表(改正前)

別表第 2(第 7 条関係)

1～3 略

町田市立公園条例新旧対照表(改正後)

__部分は改正部分

別表第 3(第 7 条関係)

有料公園施設の名称	休館日・休場日
サン町田旭体育館 町田市立陸上競技場 <u>サン町田旭体育館会議室</u> <u>町田市立陸上競技場会議室</u> <u>町田市立陸上競技場トレーニング室</u>	(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (2) <u>毎週月曜日(サン町田旭体育館及びサン町田旭体育館会議室は毎月の第1及び第3月曜日)</u> 。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日
町田市民球場 小野路球場 藤の台球場 鶴川球場 野津田球場 忠生公園ソフトボール場 小野路グラウンド 木曽山崎グラウンド 上の原グラウンド 相原中央グラウンド 町田中央公園テニスコート 鶴川中央公園テニスコート 鶴川第2テニスコート 鶴間公園テニスコート 野津田公園テニスコート 相原中央テニスコート <u>小野路公園会議室</u>	(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

別表第 3(第 7 条関係)

有料公園施設の名称	休館日・休場日
サン町田旭体育館 町田市立陸上競技場	(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (2) 毎月の第1及び第3月曜日(町田市立陸上競技場は毎週月曜日)。 ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日
町田市民球場 小野路球場 藤の台球場 鶴川球場 野津田球場 忠生公園ソフトボール場 小野路グラウンド 木曽山崎グラウンド 上の原グラウンド 相原中央グラウンド 町田中央公園テニスコート 鶴川中央公園テニスコート 鶴川第2テニスコート 鶴間公園テニスコート 野津田公園テニスコート 相原中央テニスコート	(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

町田市立公園条例新旧対照表(改正後)

__部分は改正部分

別表第 4(第 8 条、第 8 条の 2、第 21 条関係)

1・2 略

3 運動施設

(1) 施設利用料金

ア 専用利用の場合の利用料金

(ア) スポーツに利用する場合

有料公園施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
略	略	略	略	略	略
町田市立陸上競技場	2時間	9,000円	18,000円	27,000円	36,000円
略	略	略	略	略	略

備考 略

(イ) その他の事業等に利用する場合

有料公園施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
略	略	略	略	略	略
町田市立陸上競技場	2時間	180,000円	225,000円	270,000円	315,000円
略	略	略	略	略	略

備考 略

イ 略

4 会議室等

有料公園施設の名称	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
サン町田旭体育館会議室	3時間	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
町田市立陸上競技場会議室1	2時間	300円	600円	900円	1,200円
町田市立陸上競技場会議室2	2時間	300円	600円	900円	1,200円
町田市立陸上競技場会議室3	2時間	300円	600円	900円	1,200円
町田市立陸上競技場会議室4	2時間	300円	600円	900円	1,200円

町田市立陸上競技 場会議室5	2時間	300円	600円	900円	1,200円
町田市立陸上競技 場トレーニング室1	2時間	500円	1,000円	1,500円	2,000円
町田市立陸上競技 場トレーニング室2	2時間	500円	1,000円	1,500円	2,000円
小野路公園会議室1	2時間	300円	600円	900円	1,200円
小野路公園会議室2	2時間	300円	600円	900円	1,200円
小野路公園会議室3	2時間	200円	400円	600円	800円
小野路公園会議室4	2時間	200円	400円	600円	800円
小野路公園会議室5	2時間	200円	400円	600円	800円

備考

- 1 町田市立陸上競技場会議室1、町田市立陸上競技場会議室2、町田市立陸上競技場会議室3、町田市立陸上競技場会議室4、町田市立陸上競技場会議室5、町田市立陸上競技場トレーニング室1及び町田市立陸上競技場トレーニング室2の利用料金は、町田市立陸上競技場の専用利用の許可を受けた者が併せて利用する場合においては、無料とする。
- 2 小野路公園会議室2は、小野路公園会議室1又は小野路公園会議室3と併せて利用する場合に限り利用することができる。

5 略

町田市立公園条例新旧対照表(改正前)

__部分は改正部分

別表第 4(第 8 条、第 8 条の 2、第 21 条関係)

1・2 略

3 運動施設

(1) 施設利用料金

ア 専用利用の場合の利用料金

(ア) スポーツに利用する場合

有料公園施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
略	略	略	略	略	略
町田市立陸上競技場	2時間	6,000円	12,000円	18,000円	24,000円
略	略	略	略	略	略

備考 略

(イ) その他の事業等に利用する場合

有料公園施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
略	略	略	略	略	略
町田市立陸上競技場	2時間	120,000円	150,000円	180,000円	210,000円
略	略	略	略	略	略

備考 略

(ウ) 会議室の利用料金

有料公園施設の名称	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
サン町田旭体育館	3時間	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円

イ 略

(2) 附属施設利用料金

附属施設の名称	利用単位	利用料金	
		スポーツに利用する場合で入場料の	スポーツに利用する場合で入場料の

			徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	徴収又はこれに類する取扱いをする場合及びその他の事業等に利用する場合
小野路球場	本部室	2時間	1,000円	2,000円
	審判控室	2時間	500円	1,000円
	記録室	2時間	500円	1,000円
	記者室	2時間	500円	1,000円
	医務室	2時間	500円	1,000円
	特別観戦室	2時間	1,000円	2,000円

備考 専用利用の取扱いをする時間を超えて利用する場合の超過利用料金は、超過時間1時間(当該利用の前後の超過を各1回とし、1回ごとに1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。)につき、当該利用の利用単位の利用料金の1時間当たりの額の3割増相当額とする。この場合において、超過利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 略